

宮城県公報

行 城 県
 宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課等)	三
○民間資金等活用事業検討委員会条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	三
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	(職員厚生課)	四
○公立大学法人宮城大学評価委員会条例の一部を改正する条例	(私学文書課)	四
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	四
○障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例	(教育庁特別支援教室)	六
○国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例	(教育庁スポーツ健康課)	六
○美術館条例及び歴史博物館条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課等)	六
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部総務課)	七
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	八
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	八
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	九
○環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	九
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	九

ページ

○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	一〇
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(循環型社会推進課)	一一
○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	一一
○地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	一二
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一二
○地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例の一部を改正する条例	(同)	一二
○地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例	(同)	一二
○看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(医療人材対策室)	一三
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	一三
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一三
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○介護医療院の施設に関する基準を定める条例	(同)	一四
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一四
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一八
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一八
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一八
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	(同)	一八

を廃止する条例	(同)	二〇
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	二〇
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	二〇
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二三
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(同)	三〇
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三〇
○指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三〇
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	三〇
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例	(国保医療課)	三一
○国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	(同)	三一
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	三一
○主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例	(農産園芸環境課)	三二
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(畜産課)	三二
○家畜検査手数料条例の一部を改正する条例	(同)	三二
○県営土地改良事業条例の一部を改正する条例	(農村整備課)	三二
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	三四
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	三四
○建築基準条例の一部を改正する条例	(同)	三四
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	三五

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

○宮城県条例第二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、二九八人」を「四、三〇六人」に改め、同項第十号中「一三、七六七人」を「一三、七〇三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の間限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

職員の間限に関する条例の一部を改正する条例

職員の間限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基く」を「基づく」に、「並びに」を「の事由」に、「基き」を「基づく」に、「降任免職」を「降任、免職」に改め、「効果」の下に「並びに同条第四項の規定に基づく失職の特例」を加える。

第二条の見出し中「場合」を「事由」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(失職の特例)

第六条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

○宮城県条例第四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の六十五」を「百分の六十三」に、「百分の四十二」を「百分の四十一」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現在に在職する知事等のうち、改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条第二項の規定により退職手当を支給されていない者の退職手当の額は、新条例第五条第三項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の属する任期（以下「現任期」という。）前の任期の満了の日の属する月における給料月額に当該任期に係る在職月数を乗じて得た額に、旧条例第五条第三項に規定する率を乗じて得た額及び退職の日の属する月における給料月額に現任期以後の任期に係る在職月数を乗じて得た額に、新条例第五条第三項に規定する率を乗じて得た額の合計額とする。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県農業共済保険審査会の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

別表第五の二行政職給料表の項及び教育職給料表(二)の項中「又は小・中・高」を「小・中・高又は義務教育学校」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第二十四条第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第三条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

民間資金等活用事業検討委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

民間資金等活用事業検討委員会条例の一部を改正する条例

民間資金等活用事業検討委員会条例（平成十九年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年宮城県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「より改正後の」を「より」に改め、「以下「新条例」という。」を削り、「旧条例」を「この項において「旧条例」に、「附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年宮城県条例第三十三号。以下この項から附則第四項までにおいて「条例第三十三号」という。)」に改め、「以下この項から附則第八項」に改め、「以下この項から附則第四項までにおいて「条例第七十八号」という。」を削り、「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十三号附則第六項、条例第二十三号」を「の規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年宮城県条例第二十三号)」に、「第

八項まで並びに条例第七十八号附則第四項」を「第七項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年宮城県条例第七十八号)附則第四項の規定並びに附則第四項及び第五項」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削る。

附則第三項中「うち新条例」を「うち職員の退職手当に関する条例」に、「より新条例」を「より同条例」に、「が新条例」を「が同条例」に改める。

附則第四項及び第五項を削る。

附則第六項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第七項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

公立大学法人宮城大学評価委員会条例の一部を改正する条例

公立大学法人宮城大学評価委員会条例(平成二十年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十の項中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表三十一の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表三十の項、三十一の項、三十三の項、三十六の項、三十七の項及び三十九の項の改正規定は平成三十年五月一日から、同表二百九十六の項の次に次のように加える改正規定はこの条例の施行の日から一年を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

障害児就学指導審議会条例（昭和五十年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

就学支援審議会条例

第一条第一項中「の就学指導」を「の就学に係る教育支援」に、「障害児就学指導審議会」を「就学支援審議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に障害児就学指導審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、改正後の就学支援審議会条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定により就学支援審議会（以下「新審議会」という。）の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長の職にある者は、新条例第四条第一項の規定により新審議会の会長又は副会長に互選されたものとみなす。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表障害児就学指導審議会の委員及び専門委員の項中「障害児就学指導審議会」を「就学支援審議会」に改める。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例を廃止する条例

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金条例（平成十四年宮城県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美術館条例及び歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

美術館条例及び歴史博物館条例の一部を改正する条例

（美術館条例の一部改正）

第一条 美術館条例（昭和五十六年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「者の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の」を削り、「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改め、同項第五号中「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改め、同項第六号中「者の精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の」を削り、「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改める。

（歴史博物館条例の一部改正）

第二条 歴史博物館条例（平成十一年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号中「者の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の」を削り、「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改め、同項第六号中「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改め、同項第七号中「者の精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の」を削り、「常設展示観覧料の十割及び特別展示観覧料の五割」を「観覧料の十割」に改める。

覽料の十割」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表五の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表七の項中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表十四の十七の項中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表二十の項中「二千四百円」を「二千円」に改め、同表二十二の項中「二万五千円」を「二万二千円」に改め、同表二十八の項中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表三十三の項中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表三十五の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表三十九の八の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表四十一の項一イ中「千六百円」を「千五百五十円」に改め、同項一ハ中「四千四百円」を「四千円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同項二ロ中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同項二ハ中「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千円」を「三千三百五十円」に改め、同項三ハ中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同項四イ中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同項五イ中「千七百五十円」を「千七百円」に改め、同項五ハ中「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同項六ハ中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同項六ハ中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同項二中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表四十二の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表四十三の項二及び四十四の項二中「千円」を「千五百円」に改め、同表四十四の二の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表四十四の三の項中「講習一時間につき七百円」を「千四百円(宮城県公安委員会が当該講習の一部と同等の内容を有すると認める研修等を終了したことにより当該講習の一部を免除される場合にあつては、八百円)」に改め、同表四十五の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表四十六の項一中「二万三千円」を「二万三千四百円」に改め、同項二中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同項三中「一万四

千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同項四中「二万五千五百円」に改め、同表四十七の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表四十八の項一中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に改め、同項二中「二万八千八百円」を「二万八千五百五十円」に改め、同項三中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同項四中「二万二千七百五十円」を「二万二千四百五十円」に改め、同表四十九の項一「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同項二中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項三中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千円」に改め、同項4中「千五十円」を「千円」に改め、同表五十の項中「二千五百円」の下に(「道路交通法第一百一条の二第二項の規定に基づき免許証の更新を申請する場合にあつては、二千五百五十円」)を加え、同表五十の三の項及び五十の四の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表五十一の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表五十二の項3中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同項4イ中「四千円」を「四千四百五十円」に改め、同項4ロ中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同項4ハ中「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同項5イ中「四千円」を「四千五百五十円」に改め、同項6中「千四百円」を「千五百円」に改め、同項8中「千三百円」を「千四百円」に改め、同項9中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同項10ホ中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同項12イ中「四千六百五十円」を「五千五百円」に改め、同項12ロ中「四千六百五十円」を「五千五百円」に、「七千九百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同項12ハ中「五千六百五十円」を「五千八百円」に改め、同項12ニ中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項12ホ中「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に改め、同項12ヘ中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同項13中「二万三千二百円」を「二万二千五百円」に改め、同項14中「千九百円」を「二千円」に改め、同表五十四の項2イ中「千五百円」を「千八百円」に改め、同項2ロ中「四千六百五十円」を「五千五百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同表六十四の項及び六十九の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表七十一の項中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同表七十二の項中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表七十五の項中「千五百円」を「千六百円」に改め、同表七十六の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表七十七の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「二千二百五十円」に改め、同表三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同表備考第一号中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千円」を「二千九百円」に改め、同表備

考第二号中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同条第三項の表一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表備考第一号中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千五百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考第二号中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の五の項ハ中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同表十一の項及び十二の項を削り、同表十二の二の項中「一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和四十二年通商産業省令第八十八号）」を「及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）」に改め、「掲げるもの」の下に「（イ）からハまで、ホ、ト、カ、ネ、ニからコまで及び（ロ）から（ヘ）までに掲げる事務であつて、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガスに係るものを除く。」を加え、「から（イ）まで」を削り、同項マ中「受理」の下に「（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二十二号第二号から第五号までに掲げる設備又は施設（以下この項において「供給設備等」という。）に係るものを除く。）」を加え、同項フ中「措置」の下に「（供給設備等に係るものを除く。）」を加え、同項（ハ）中「立入検査等」の下に「（供給設備等に係るものを除く。）」を加え、同項（ロ）中「徴収」の下に「（供給設備等に係るものを除く。）」を加え、同項（ニ）中「受理等」の下に「（供給設備等に係るものを除く。）」を加え、同項（レ）及び（ヲ）を削り、「仙台市」を削り、同項を同表十一の項とし、同項の次に次のように加える。

十二 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づき、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガスに係るものを除く。）（二以上の市町村の区域内に事業所、販売所等を設置する事業者等に係るものを除く。）
イ 法第三十六条第二項の規定による届出の受理（高圧ガス保安法施行令第二十二号第二号から第五号までに掲げる設備又は施設（以下この項において「供給設備等」という。）に係るものに限る。）
ロ 法第三十九条の規定による措置（供給設備等に係るものに限る。）
ハ 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（供給設備等に係るものに限る。）
ニ 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（供給設備等に係るものに限る。）
ホ 法第六十三条の規定による届出の受理等（供給設備等に係るものに限る。）
ヘ 法第六十四条の規定による指示（供給設備等に係るものに限る。）

仙台市 登米市

第二条の表中三十四の項を削り、三十四の二の項を三十四の三の項から三十四の八の項までを一項ずつ繰り上げ、三十四の九の項を削り、三十四の十の項を三十四の八の項とし、三十四の十一の項から三十四の十四の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の五の項ハの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正前の事務処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条の表十二の二の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長が行ったコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所における同令第一条に規定する高圧ガス（以下「特定製造事業所における高圧ガス」という。）に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例第二条の表十二の二の項の規定に基づき仙台市長若しくは登米市長に対してなされた特定製造事業所における高圧ガスに係る申請その他の行為は、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例
申請等の受理の特例に関する条例（平成十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表十二の二の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三教育委員会の項中

高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるものを
高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるものを

を

に改める。

高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて別に規則で定めるもの
特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

環境美化の促進に関する条例（昭和五十九年宮城県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「ホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

（食品衛生取締条例の一部改正）

第一条 食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「登録等」を「登録」に、「それぞれこれらの号」を「同号」に改める。

（食品衛生法施行条例等の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

- 一 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）附則第二項
 - 二 旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）附則第二項
 - 三 化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十五号）附則第二項
 - 四 興行場法施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十六号）附則第三項
 - 五 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）附則第三項
 - 六 理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）附則第二項
 - 七 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）附則第二項
 - 八 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百七十七号）附則第六項
 - 九 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）附則第三項
 - 十 温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）附則第三項
 - 十一 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）附則第二項
 - 十二 建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）附則第四項
 - 十三 公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）附則第五項
- （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正）

第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二十五の項、三十三の項、三十五の項、三十七の項、三十九の項及び四十一の項」を「及び二十五の項」に改め、「同表四十五の項の上欄に掲げる者（再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を申請する者を除く。）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「これらの号に定める」を「これらの項の下欄に掲げる」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第四条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十一号」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

（覚せい剤取締法施行条例の一部改正）

第五条 覚せい剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び第九号」及び「（同号に掲げる者にあつては、覚せい剤原料取扱者の指定証の再交付を申請する者に限る。）」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「指定等」を「指定」に、「それぞれこれらの号」を「同号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項の改正規定（平成三十年三月三十一日）を「平成三十一年三月三十一日」に、「これらの号に定める」を「これらの項の下欄に掲げる」に改める部分を除く。、第四条中毒物及び劇物取締法施行条例附則第三項の改正規定（「第十一号」を削る部分に限る。）及び第五条中覚せい剤取締法施行条例附則第三項の改正規定（平成三十年三月三十一日）を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。は、平成三十年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる書類」を「第七条第一項第四号及び第九号に規定する基準に適合することを

証する書類（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に規定する水道事業、専用水道及び簡易専用水道により供給される水を使用する場合を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第二条の二第二項中「第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業及び同条第二項第十号の規定による旅館営業」を「第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 政令第一条第一項第二号に規定する省令で定める基準に適合する設備（次項第一号において「設備」という。）は、宿泊者の本人確認を行うことができる機能を有すること。

第二条の二第二項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 政令第一条第一項第二号に規定する設備を有すること。

第二条の二第三項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に、「次のとおりとする」を「第一項各号（第一号を除く。）に定めるところによる」に改め、同項各号を削る。

第二条の三中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第五条中「新築」を「設置」に、「建築に着手する前に」を「あらかじめ」に改める。

第七条第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 客室は、窓等により十分に採光できる構造とすること。

ロ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所に応じ、宿泊者の安全衛生上又は業務上、必要な照度を確保できるものとする。

第七条第一項第二号ハ及びニを削り、同項第五号中「簡易宿所営業」の下に「（宿泊者の数が十人以上であるものに限る。）」を加え、同項第八号イからハまでを次のように改める。

イ 布団、枕及び毛布は、シーツ又はカバーで適切に覆うこと。

ロ 寝衣、シーツ、カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者一人ごとに、洗濯したものと取り替えること。

ハ 寝具類は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第七条第一項第十八号中「を駆除するため、六月以内」とに巡回点検及び駆除作業を実施し」を「の生息状況について定期的に点検し、適切な防除措置を講ずるとともに」に改め、同項第二十号ロを次のように改める。

ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いがある者を、

当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの期間、業務に従事させないこと。

第七条第二項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号の六の次に次の二号を加える。

四の七 法第十二条の七第一項の規定による産業廃棄物の処理を一体として実施しようとする二以上の事業者に係る認定を申請する者 十四万七千円

四の八 法第十二条の七第七項の規定による産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定に係る事項の変更の認定を申請する者 十三万四千元

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の見出し中「確認義務等」を「説明義務等」に改め、同条第一項を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）

の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「媒介等事業者」という。）（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年を相手方

とする役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の変更を伴うもの又は当該青少年の保護者による青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の申出を伴うものに限る。以下同じ。）の締結又はその媒介等をするに当たつては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たつては当該保護者に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、

犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をしておそれがあることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容及び青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を交付しなければならない。

第十六条の二第二項を削り、同条第三項中「携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約」に、「当該青少年又はその保護者に対し、同項に規定する事項のほか」を「青少年を相手方とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たつては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たつては当該保護者に対し」に、「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第十六条の三の見出し中「旨」の下に「等」を加え、同条第一項中「携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に、「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「前項の書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「携帯電話インターネット接続契約」を「役務提供契約」に、「当該契約」を「当該役務提供契約」に、「同項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された」を「当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された」に、「若しくは」を「、又は」に、「若しくは」は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を「又は電磁的記録」に改め、同条に次の二項を加える。

3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係る役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、同条ただし書の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定す

る青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。を講ずることを希望しない正当な理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならぬ。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結した場合においては、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る特定携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならぬ。

第十六条の四第一項中「が第十六条の二若しくは前条第二項の規定に違反していると認めるとき又は媒介等事業者が第十六条の二の規定」を「又は媒介等事業者が次の各号に掲げる規定（媒介等事業者にあつては、前条第二項の規定を除く。）に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 青少年インターネット環境整備法第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定
- 二 第十六条の二又は前条第二項若しくは第四項の規定

附則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 改正後の青少年健全育成条例第十六条の四の規定は、この条例の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県条例第二十三号
地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十二年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「とともに、革新的な医療機器の開発等の促進を図る」を削る。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。
附則

この条例は、公布の日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県条例第二十四号
病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を削る。
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第七条中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改め、同条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（第十五条の二）を「第十五条の三第二項」に改める部分に限る。は、公布の日又は医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日いずれか遅い日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例（平成十七年宮城県条例第百十三号）の一部を次のように改正する。
○宮城県条例第二十五号
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例の一部を改正する条例

第一条中「」第十一條第三項」を「。以下「法」という。第十一條第二項第六号及び同條第四項」に、「組織及び運営」を「組織等」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。
(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務を

つかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に関する評価について知事に意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例（平成二十二年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一号第三項」を「以下「法」という。」第十一号第二項第六号及び同条第四項に、「組織及び運営」を「組織等」に改める。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に関する評価について知事に意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項第一号中「イ(10)」を「イ(11)」に、「(8)及び(9)」を「及び(8)から(10)まで」に改め、同号イ中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院

第九条第二項第一号中「(10)」を「(11)」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「いう。」又は「をいう。」若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）又は「に改める。」

第八条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十五号）

の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「いう。」又は「を」を「いう。」、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）又は「に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十二條第二項中「同じ。」又は「を」を「同じ。」若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）又は「に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護医療院の施設に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

介護医療院の施設に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項の規定に基づき、介護医療院の施設に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（施設）

第三条 介護医療院（次条に規定するユニット型介護医療院を除く。）は、法第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。

第四条 ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ことに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。）は、法第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、ユニット、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。）

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。）

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同条第三項中「病院又は」

を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同条第三項中「病院又は」

を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第五条ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十九条ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当訪問介護（第十八条・第十九条）」を「第二節 共生型訪問介護（第十

第三節 基準該当訪問介護（第

七条の二・第十七条の四）に、「第二節 削除」を「第二節 共生型通所介護（第五十四条・第五十

八条）」に、「第三節 基準該当短期入所生活介護（第七十九条・第八十三条）」を「第三節 共生型

第四節 基準該

短期入所生活介護（第七十八条の二・第七十八条の四）に改める。

第一条中「含む。」の下に、「第七十二条の二第一項各号」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第十二条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援

事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）
第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保
険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけ
を行ってはならない。

第十八条第三項中「前節」を「第一節」に、「前条」を「第十七条」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型訪問介護

（共生型訪問介護の基準）

第十七条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十

一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型訪問

介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備

及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉

サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪

問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百十

三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号

において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指

定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべ

き基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護
事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行

う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他
の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第十七条の三 第五条、第六条（第一項を除く）、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、共

生型訪問介護の事業について準用する。

（委任）

第十七条の四 この節に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で
定める。

第二十四条中「及び第十二条」を「第十二条及び第十三条」に改める。

第二十六条第一項中「第十二条」の下に、「第十三条」を加える。

第二十九条第四項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第三十三条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第十三条」に改める。

第三十六条第一項中「当たる」の下に「規則で定める員数の医師及び」を加える。

第三十七条第一項中「又は介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第三十九条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第十三条」に改める。

第四十一条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第四十二条第一項第一号中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第四十三条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第四十五条中「及び第十二条」を、「第十二条及び第十三条」に改める。

第五十二条中「から第十四条まで」を、「第十三条、第十四条」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 共生型通所介護

(共生型通所介護の基準)

第五十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型通所介護」という。）の事業を行う

指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第三十条に規定する指定生活介護の事業を

行う者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第五十九条

に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者

（指定障害福祉サービス等基準条例第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う

者をいう。）、指定児童発達支援事業者（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。）

第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭

和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条におい

て同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する

指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）、及び指定放課後等デ

ィサービス事業者（指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定

放課後等デイサービスをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者をいい、主として重症

心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）、が当

該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第三十一条に規定する指定生活介護事

業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六十条に

規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障

害福祉サービス等基準条例第六十六条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指

定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所

をいう。）、又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第三十二条第一項に規

定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）、の従業者の員数が、規則で定める数以上であ

ること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他

の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）
第五十五条 第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第四十七条及び第五十

から第五十一条の二までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。

（委任）

第五十六条 この節に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定

める。

第五十七条及び第五十八条 削除

第五十九条第一項中「から第十四条まで」を、「第十三条、第十四条」に改める。

第六十五条中「第十二条」の下に「第十三条」を加える。

第七十一条第二項中「身体的拘束等」を「前項の身体的拘束等」に改める。

第七十二条、第七十七条及び第八十二条中「第十二条」の下に「第十三条」を加える。

第九章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型短期入所生活介護

(共生型短期入所生活介護の基準)

第七十八条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」と

いう。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第三

十七条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者をいい、指定

障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下

この条において同じ。）、が指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設と一体

的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されてい

ない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条

において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）、が当

該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第七十八条の三 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、

第七十条及び第七十一条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。

(委任)

第七十八条の四 この節に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第八十四条第二項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第八十五条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第八十六条第一項第四号中「食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備

(ユニット型介護医療院(介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第三十一号)第四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

第八十八条中「第十二条」の下に、「第十三条」を加える。

第九十一条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第九十三条中「第十二条」の下に、「第十三条」を加える。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第九十八条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第九十九条中「第十二条」の下に「第十三条」を加え、「第五十一条及び第七十一条」を「及び第五十一条」に改める。

第一百零一条中「第十二条」の下に「第十三条」を加え、「第七十一条」を削り、「並びに第九十八条」を「第九十八条並びに第九十八条の二」に改める。

第一百零一条中「及び第十二条」を「第十二条及び第十三条」に改める。

第一百零二条及び第一百零七条中「第十二条」の下に「第十三条」を加える。

附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第十項から附則第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 第九十六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部

サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下

同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 規則で定める数

11 第一百零二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、規則で定める数とする。

12 第九十七条及び第一百零三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することに

より、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例（以下「旧条例」という。）第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第四十三条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第七十三条の二―第七十三条の四）」を「第三節 共生型介護予防短期入所生活介護（第七十三条の二―第七十三条の四）」に改める。

基準該当介護予防短期入所生活介護（第七十四条―第七十八条）

第一条中「含む。」の下に「、第百十五条の二の二第一項各号」を加える。

第三十六条第一項中「当たる」の下に「規則で定める員数の医師及び」を加える。

第三十七条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第四十一条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

を削る。

第四十二条第一項第一号中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第四十三条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第六十五条第二項中「身体的拘束等」を「前項の身体的拘束等」に改める。

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型介護予防短期入所生活介護

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第七十三条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(法第百十五條の二の二第一項の申請に係る法第五十三條第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスという。以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定短期入所(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)第三十七條に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第七十三条の三 第二十一条の二、第二十二条の二から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二、第六十二条、第六十五条及び第六十六條の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(委任)

第七十三条の四 この節に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第七十九条第二項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第八十条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第八十一条第一項第四号中「食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第三十一号)第四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)

第八十六条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第九十二条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第九十二条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第九十四条中「第五十八條の二及び第六十五條」を「及び第五十八條の二」に改める。

第九十九条中「第六十五條」を削り、「第二項」の下に「第九十二條の二」を加える。

附則第二十四項を附則第二十七項とし、附則第十項から附則第二十三項までを三項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 第九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、

当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併

設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 規則で定める数

11 第九十七条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、規則で定める数とする。

12 第九十二条及び第九十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第四十一条に規定する指定介護予防居室療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第四十三条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年宮城県条例第八十六号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十二条第三項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

例

目次中「第二節 基準該当児童発達支援（第二十二條―第二十五條）」を「第二節 共生型児童発達支援（第二十一條の二―第二十一條の六）」に、「第二節 基準該当放課後等デイサービス（第三十條―第三十二條―第二十五條）」に、「第二節 基準該当放課後等デイサービス（第三十五條の二）」に、「第六條―第三十七條）」を「第三節 基準該当放課後等デイサービス（第三十六條―第三十七條）」に、「第五條 保育所等訪問支援（第三十八條―第四十二條）」を「第五節 居宅訪問型児童発達支援（第三十八條―第四十二條）」を「第六節 保育所等訪問支援（第三十八條―第四十二條）」に、「第六條」を「第七條」に、「第七條」を「第八條」に改める。

第一條中「第二十一條の五の十五第二項第一号」を「第二十一條の五の十五第三項第一号」に、「並びに第二十一條の五の十八第一項」を、「第二十一條の五の十七第一項各号並びに第二十一條の五の十九第一項」に改める。

第六條第一項中「指導員又は保育士」を「児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同條第三項中「看護職員」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、「（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七條第四項中「看護職員」を「看護職員」に改める。

第十七條第一項中「第五條第十六項」を「第五條第十八項」に改める。

第二十三條中「（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第三十條に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）」及び「（指定障害福祉サービス等基準条例第三十一條に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十四條及び第二十四條の二を次のように改める。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第二十四條 規則で定める要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定

通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第二十二條第二項（第十二條及び第二十條の規定を準用する部分に限る。）」及び第二十五條を除く。）」の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第二十四條の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）」が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）」のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）」を提供する場合においては、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条において同じ。）」を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第二十二條第二項（第十二條及び第二十條の規定を準用する部分に限る。）」及び次条を除く。）」の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第二節 共生型児童発達支援

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第二十一條の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（法第二十一條の五の十七第一項の申請に係る法第二十一條の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）」（以下「共生型児童発達支援」という。）」の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第三十條に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）」の事業を行う者をいう。以下同じ。）」が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第三十一條に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第二十一條の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指

定通所介護事業所等）を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定

定通所介護事業所等）を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定

定居宅サービス等基準条例」という。)第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第四十九條第一項に規定する食堂及び機能訓練室又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第四十七條に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- 三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二十一条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスを

基準第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第三十四條の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第六十二條の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第六十九條の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第三十五條の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。))を規則で定める数以下とすること。

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三條に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。))を規則で定める数の範囲内とすること。
- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第一号若しくは第七十五條第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。))は、規則で定める広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たしていること。

- 五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二十一条の五 第五条、第八条及び第十条から第二十条までの規定は、共生型児童発達支援の事業

について準用する。

(委任)

第二十一条の六 この節に定めるもののほか、共生型児童発達支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第二十七条第一項中「(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)」を削り、「看護師」を「看護職員」に改める。

第三十二条第三項中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の二節を加える。

第二節 共生型放課後等デイサービス

(準用)

第三十五条の二 第八条、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第三十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第七章を第八章とする。

第四十三条中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を、「第二十七条、第三十二条」の下に、「第三十七条の三」を加え、「及び」を、「第三十七条の三中」「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあり、及び」に改める。

第六章を第七章とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条中「及び第十六条」を、「第十六条」に改め、「まで」の下に「及び第三十七条の四」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(基本方針)

第三十七条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第三十七条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を有しなければならない。

(設備及び備品等)

第三十七条の四 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(準用)

第三十七条の五 第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条から第二十条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第三十七条の六 この章に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の第三項の規定により改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十五条に規定する指定児童発達支援の事業の指定を受けている者がその指定に係る事業を行う事業所及び同条例第二十二条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条第一項(同条例第二十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当居宅介護等(第十九条・第二十条)」を「第二節 共生型居宅介護等(第十八条の二・第十八条の五) 第三節 基準該当居宅介護(第三十五条・第三十六条)」に、「第二節 基準該当生活介護(第三十五条・第三十六条)」を「第二節 共生型生活介護(第三十四条の二・第三十四条の六)」に、「第二節 基準該当短期入所(第四十二条の二・第四十二条の五)」を「第二節 共生型短期入所(第四十二条の二・第四十二条の五)」に、「第四十三条・第四十四条」を「第二節 共生型短期入所(第四十三条・第四十四条)」に、「第二節 基準該当自立訓練(機能訓練)(第六十二条の二・第六十二条の五)」を「第二節 共生型自立訓練(機能訓練)(第六十二条の二・第六十二条の五)」に、「第二節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第七十条)」を「第二節 共生型自立訓練(生活訓練)(第七十条)」に、「第二節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第七十一条)」を「第二節 共生型自立訓練(生活訓練)(第七十一条)」に、「第十三章 共同生活援助」を「第十四章 自立生活援助(第八十八条の八・第八十八条の十二) 第十五章 共同生活援助」に、「第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助(第九十二条の二・第九十二条の五)」を「第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助(第九十二条の二・第九十二条の七) 第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助(第九十二条の八・第九十二条の十二)」に、「第十四章」を「第十六章」に、「第九十四条」を「第九十五条」に改め、「第十五章 削除」を削り、「第十六章」を「第十七章」に改める。

第一条中「含む。」の下に、「第四十一条の二第一項各号」を加える。

第四条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型居宅介護等

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第十八条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第十八条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第十八条の四 第五条(第三項及び第四項を除く)、第六条第二項、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

(委任)

第十八条の五 この節に定めるもののほか、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

第三十五条第一項第三号中「定める員数」を「定める数」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能

型居宅介護事業者を除く。以下この条、第四十三条、第六十三条第二項及び第七十条第二項において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第四十三条、第六十三条第二項及び第七十条第二項において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第四十三条、第六十三条第二項及び第七十条第二項において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第四十三条、第六十三条第二項及び第七十条第二項において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前項の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型生活介護

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第三十四条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六十一条に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六十一条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第三十条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- 二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第三十四条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべ

き基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する食堂及び機能訓練室又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第四十七条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。
- 二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- 三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第三十四条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を

場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね規則で定める面積以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十二条の四 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十六条、第二十七条、第三十七条及び第四十条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

（委任）

第四十二条の五 この節に定めるもののほか、共生型短期入所の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第四十九条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第五十九条中「、省令第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第六十三条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第八章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型自立訓練（機能訓練）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第六十二条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）
第六十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、規則で定める広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十二条の四 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第五十九条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（委任）

第六十二条の五 この節に定めるもののほか、共生型自立訓練（機能訓練）の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第六十五条中「省令第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第七十条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第九章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型自立訓練（生活訓練）

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第六十九条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
 （共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）
 第六十九条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を規則で定める数以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。
- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂は、規則で定める広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十九条の四 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで及び第六十五条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（委任）

第六十九条の五 この節に定めるもののほか、共生型自立訓練（生活訓練）の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

「第十五章 削除」を削る。

第十六章を第十七章とする。

第九十三条中「指定通所支援等基準条例第五条」を「指定通所支援基準条例第五条」に、「指定通所支援等基準条例第二十六条」を「指定通所支援基準条例第二十六条」に、「指定通所支援等基準条例第三十一条」を「指定通所支援基準条例第三十一条」に、「及び指定通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例第三十七条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例」に、「指定通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例」に改め、「指定通所支援等基準条例第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業をいう。」を削り、「指定通所支援等基準条例第二十七條第一項」を「指定通所支援基準条例第二十七條第一項」に改め、「指定通所支援等基準条例第三十二條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業をいう。」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第八十九条中「次節」を「第三節」に改める。

第九十条の三第三項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。
 第九十二条の五を第九十二条の十一とし、第九十二条の二から第九十二条の四までを六条ずつ繰り下げる。

第十三章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加え、同章を第十五章とする。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助

（基本方針）

第九十二条の二 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第九十二条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の世話人、生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

（設備）

第九十二条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとする。

3 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

（実施主体）

第九十二条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第三十七条に規定する指定短期入所（第三十八条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（準用）

第九十二条の六 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十六条、第二十七条及び第九十条の四の

規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

(委任)

第九十二条の七 この節に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十二章の次に次の第二章を加える。

第十三章 就労定着支援

(基本方針)

第八十八条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）

の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第八十八条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の就労定着支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

(設備及び備品等)

第八十八条の四 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(実施主体)

第八十八条の五 指定就労定着支援事業者は、規則で定める数以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(準用)

第八十八条の六 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条及び第二十五条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは、「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十八条の七 この章に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十四章 自立生活援助

(基本方針)

第八十八条の八 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者)

第八十八条の九 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の地域生活支援員及びサービス管理責任者を有しなければならない。

(実施主体)

第八十八条の十 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(準用)

第八十八条の十一 第九条、第十二条から第十六条まで、第二十三条、第二十五条及び第八十八条の四の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

(委任)

第八十八条の十二 この章に定めるもののほか、指定自立生活援助の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。
附則第二項中「第九十二条の四」を「第九十二条の十」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第三項中「新条例第九十二条の二」を「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十二条の八」に改める。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

例

第五象第一項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、

同条第三項を削る。

第六象第三項を削る。

第十五象第一項中「第五象第十六項」を「第五象第十八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象第三項及び第六象第三項の規定の適用を受け、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四象の二第一項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象及び第六象の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六象を削り、第七象を第六象とする。

第八象を削り、第九象を第七象とし、第十象から第十九象までを二象ずつ繰り上げる。

附則第二項中「第七象第一項」を「第六象第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六象及び第八象の規定の適用を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九象第一項の指定を受けている指定障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象及び第六象の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六象及び第八象の規定の適用を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九象第一項の指定を受けている指定障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象及び第六象の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六象及び第八象の規定の適用を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九象第一項の指定を受けている指定障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象及び第六象の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六象及び第八象の規定の適用を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九象第一項の指定を受けている指定障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五象及び第六象の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「、省令第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第二十六条中「、省令第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第四十五条中「放課後等デイサービスをいう。」の事業」の下に「、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例

（国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正）

第一条 国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一般会計」を「国民健康保険特別会計」に改める。

第五条中「場合」の下に「及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合」を加える。

第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金事業交付金の交付を行う特別の事情）

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十七条第一項の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。第三号において同じ。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。）、主要な生産物の価格の低下等により地域の産業に著しい影響が生じたこと。
三 前二号に掲げるもののほか、被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと知事が認めるもの。

（財政安定化基金拠出金の負担）

第八条 法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金は、当該財政安定化基金拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

附則第三項中「法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業」を「第五条の規定によるもの」に改める。

（国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の廃止）

第二条 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例（平成十七年宮城県条例第一百五十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年宮城県条例第六十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年三月三十一日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

主要農作物品種審査会条例の一部を改正する条例

主要農作物品種審査会条例（昭和二十七年宮城県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県の奨励すべき主要農作物（主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第二条第一項に規定する主要農作物をいう。）の」を「県内に普及すべき主要な農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。）の優良な」に改める。

第二条第二号中「主要農作物種子法第八条の規定により」を「奨励品種を決定するため」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「又は法第三十一条第一項」を削り、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同表中五の項を六の項とし、二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 法第三十一条第一項の検査	牛、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症	一件につき	四、五〇〇円
	家きんサルモネラ感	一件につき	五〇円

蜜蜂の腐蛆病

一蜂群一件につき

一〇〇円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜検査手数料条例（平成十八年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「検査」の下に「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定に基づく検査を除く。」を加え、「、別に定めるもののほか」を削る。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 牛ウイルス性下痢・粘膜炎の検査 次のイ又はロに掲げる検査方法の区分に応じ、それぞれイ エライザ法 千八百円

ロ PCR法 三千七百元

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

県営土地改良事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

県営土地改良事業条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業条例（昭和二十五年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九十一条第一項の規

定による分担金の徴収及び法第九十一条の二第一項又は第六項の規定による特別徴収金の徴収に關しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「受益者からは、事業」を「知事は、県営土地改良事業（第十条を除き、以下「事業」という。）に改め、「につき」の下に「事業によつて利益を受ける者（以下「受益者」という。）から」を加え、「（第八条に規定するものを除く。以下第五条から第七条までにおいて同じ。）を削り、

同項ただし書中「前条ただし書の」を「災害復旧事業（応急措置を含む）、災害防止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める」に改め、同条を第二条とする。

第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条第一項中「当該事業」を「知事は、当該事業」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（分担金の変更）

第六条 知事は、事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見を聴かなければならない。

（特別徴収金の徴収）

第七条 知事は、事業（法第八十七条の三第一項の規定により行う事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告をした日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。第三項において同じ。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して八年を経過するまでの間に、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受け、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により特別徴収金を納付する義務のある者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合に準用する。

3 知事は、機構関連事業の計画を定めた旨につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告をした日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

第八条及び第九条を次のように改める。

（特別徴収金の額）

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

三 当該事業に係る土地を目的外用途に供することに伴い遊休化した施設（当該事業により整備された施設に限る。）を県が目的外用途に供することにより生ずる収入の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 当該機構関連事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により負担させる負担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

（特別徴収金の徴収方法）

第九条 前条の規定により算定した特別徴収金は、その全部を一時に徴収する。

第十二条を削る。

第十一条中「分担金の納入につき」を「知事は、分担金又は特別徴収金の納入につき」に、「の納入期日」を「若しくは特別徴収金の納入期日」に、「又は延滞金の一部又は」を「、又は延滞金の一部若しくは」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「受益者」を「知事は、受益者」に改め、「分担金」の下に「又は特別徴収金」を加え、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（特別徴収金の免除）

第十条 知事は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合その他知事が必要と認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

第十三条中「分担金」の下に「又は特別徴収金」を加える。
附則第二項中「第四条第一項」を「第二条第一項」に、「第五条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附則第三項中「第五条第二項」を「第三条第二項」に改める。
附則第四項中「第五条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第一条の五に次の一項を加える。

6 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

別表第十二号の表テニスコートの項中

照明施設	一面一時間につき	五〇〇円
照明施設	一面一時間につき	五〇〇円
会議室	一時間につき	三五〇円
温水シャワー	一人一回につき	一〇〇円

を

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の五に一項を加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、別表第十二号の表テニスコートの項の改正規定は平成三十年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の県立都市公園条例第十二条の二第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備

行為は、平成三十年四月一日前においても行うことができる。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる」を「建築士事務所を管理する建築士が専任であることを証する」に改め、同条各号を削る。

第四条中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七条第一項第三号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同項に次の一号を加える。

七 法第六条第一項に規定する二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿（以下「名簿」という。）

又は法第二十三条の三第一項に規定する一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿若しくは木造建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されていることの証明を受けようとする者 証明書一通につき四百円

第七条第二項中「又は登録」を「登録又は証明」に改める。

第八条第一項中「登録又は」を「登録、」に改め、「若しくは再交付」の下に「又は名簿に登録されていることの証明」を加え、同項に次の一号を加える。

四 名簿に登録されていることの証明を受けようとする者 前条第一項第七号に掲げる額に相当する額

第八条第三項中「又は木造建築士事務所の登録」を「若しくは木造建築士事務所の登録又は登録簿に登録されていることの証明」に改め、同項に次の一号を加える。

四 登録簿に登録されていることの証明を受けようとする者 前条第一項第七号に掲げる額に相当する額

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

○宮城県条例第五十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第十九条の表七の項中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表九の二の項、十の項、十六の項及び十八の二の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表十八の二の二の項中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第二項」に改め、同項を同表十八の二の三の項とし、同表十八の二の項の次に次のように加える。

十八の二の二 法第六十条の三第一項第三号の規定による建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可を受けようとする者

十六万円

第十九条の表十九の項、二十四の項及び三十五の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

三十八 法第十二条第八項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付を受けようとする者

一通につき四百円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十九条の表十八の二の二の項の改正規定、同項を同表十八の二の三の項とする改正規定及び同表十八の二の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十三条の規定による」を「第三十三条第一項の規定による報告の」に改め、「とき」の下に「（次条第二項の規定により当該入居者の収入を把握した場合を除く。）」を加える。

第十四条第一項中「対し」の下に「、省令第七条に定めるところにより」を加え、同条第二項を次

のように改める。

2 知事は、前項の入居者（省令第八条各号に規定する者に限る。）が同項の規定による収入の申告をすること及び第三十三条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、省令第九条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

第十四条第四項中「又は第三十三条」を、「第二項の規定による収入の報告等又は第三十三条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第八条第二項」の下に「（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。
2 知事は、第十四条第一項の規定による収入の申告がない入居者に関し必要があると認めるときは、当該入居者の心身の状況について、当該入居者、その関係人、医療機関等又は官公署に意見を求めることができる。

第五十七条第二項第十五号及び同条第三項の表第三十三条の項中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。